

第 156 号（令和 6 年 1 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則【市民局マイナンバーカード特設センター】 4

**【告示】**

- △ 市税に関する申告期限等の延長【財政局税制課】 5
- △ 指定納付受託者の指定【政策局財源確保推進課】 6
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 土地改良区の定款変更の認可【環境創造局農政推進課】 24
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 25
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 27
- △ 同 【建築局都市計画課】 28
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 29
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 30
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 32
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 33
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 34
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 35
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 36
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 37
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 43
- △ 令和 5 年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定【港湾局港湾管財課】 45

**【公告】**

- △ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】 46
- △ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災課】 47
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 48
- △ 地域療育センターの指定管理者の指定【こども青少年局障害児福祉保健課】 50
- △ 配慮市長意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 51

△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	52
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	53
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	54
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	55
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	56
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	57
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	58
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	59
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	60
△	マンション建替組合の設立認可【建築局住宅再生課】	61
△	マンション建替組合の設立認可に係る図書の縦覧【建築局住宅再生課】	62
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	63
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	64
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	65
△	同【建築局調整区域課】	66
△	同【建築局調整区域課】	67
△	同【建築局調整区域課】	68
△	同【建築局調整区域課】	69
△	同【建築局調整区域課】	70
△	同【建築局調整区域課】	71
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	72
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	73
△	同【建築局建築指導課】	74
△	同【建築局建築指導課】	75
△	同【建築局建築指導課】	76
△	同【建築局建築指導課】	77
△	同【建築局建築指導課】	78
△	同【建築局建築指導課】	79
△	同【建築局建築指導課】	80
△	土地区画整理事業の終了【都市整備局市街地整備調整課】	81
△	横浜港港湾計画の変更の概要【港湾局政策調整課】	82
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	84
△	同【旭区地域振興課】	85
△	同【旭区地域振興課】	86
△	同【金沢区地域振興課】	87
【区公告】		
△	横浜市白幡地区センターの指定管理者の指定【神奈川区地域振興課】	88
△	横浜市金沢公会堂の指定管理者の指定【金沢区地域振興課】	89
△	横浜市開港記念会館の指定管理者の指定【中区地域振興課】	90
△	横浜市上大岡コミュニティハウスの指定管理者の指定【港南区地域振興課】	91
△	横浜市滝頭コミュニティハウスの指定管理者の指定【磯子区地域振興課】	92

△ 横浜市城郷小机地区センターの指定管理者の指定【港北区地域振興課】	93
△ 横浜市港北公会堂の指定管理者の指定【港北区地域振興課】	94
△ 横浜市荏田コミュニティハウスの指定管理者の指定【青葉区地域振興課】	95
△ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【青葉区総務課】	96
△ 市有財産への証明写真自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【青葉区総務課】	98
△ 横浜市新橋コミュニティハウスの指定管理者の指定【泉区地域振興課】	100
<b>【水道局】</b>	
△ 横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	101
△ 横浜市水道局工事安全管理規程の一部を改正する規程【技術監理課】	102
<b>【交通局】</b>	
△ 横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	103

---

規 則

---

横 浜 市 マ イ ナ ン バ ー カ ー ド 特 設 セ ン タ ー 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 2 号

横 浜 市 マ イ ナ ン バ ー カ ー ド 特 設 セ ン タ ー 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 マ イ ナ ン バ ー カ ー ド 特 設 セ ン タ ー 規 則 ( 令 和 3 年 4 月 横 浜 市 規 則 第 23 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 号 中 「 の う ち 、 次 に 掲 げ る も の 」 を 削 り 、 同 号 ア か ら エ ま で を 削 る 。

第 9 条 第 2 項 中 「 掲 げ る 事 務 」 の 次 に 「 ( 市 長 の 権 限 に 属 す る 事 務 を 除 く 。 ) 」 を 加 え 、 同 項 第 2 号 中 「 の う ち 、 次 に 掲 げ る も の 」 を 削 り 、 同 号 ア か ら ウ ま で を 削 る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 6 年 2 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

告示

---

横浜市告示第 9 号（令和 6 年 1 月 16 日 掲示済）

市税に関する申告期限等の延長

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び横浜市市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）、納付又は納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和 6 年 1 月 16 日

横浜市長 山中 竹 春

指定地域
------

石川県及び富山県
----------

横浜市告示第 11 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 11 号 アグリスクエア新宿 4 階	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 1 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 1 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 12 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 年 11 月 1 日	松 本 町 歯 科 医 院	神 奈 川 区 松 本 町 2 丁 目 20 番 地 の 10
同	池 田 医 院	青 葉 区 恩 田 町 3,210 番 地 の 1
令 和 5 年 11 月 2 日	株 式 会 社 第 一 薬 局	南 区 南 太 田 一 丁 目 28 番 3 号
令 和 5 年 11 月 6 日	第 一 整 形 外 科	金 沢 区 富 岡 西 二 丁 目 3 番 1 号
令 和 5 年 12 月 1 日	ウ イ ン 薬 局 鶴 見 中 央 店	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 1 番 27 号
同	医 療 法 人 宝 歯 会 横 浜 西 ホ ネ ス テ ィ 歯 科 医 院	西 区 南 幸 二 丁 目 16 番 1 号
同	横 浜 駅 前 ひ さ ゆ き 消 化 器 内 科 ・ 内 視 鏡 ク リ ニ ッ ク	西 区 南 幸 二 丁 目 16 番 1 号
同	い ろ は 薬 局 伊 勢 佐 木 町 店	中 区 蓬 萊 町 3 丁 目 10 8 番 地
同	秋 山 脳 神 経 外 科 ク リ ニ ッ ク	港 南 区 港 南 中 央 通 1 番 1 号
同	サ ン ド ラ ッ グ 野 庭 薬 局	港 南 区 野 庭 町 637 番 地 の 2
同	み や ざ き 内 科 医 院	金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 53 番 15 号
同	横 浜 み の り メ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 37 番 14 号
令 和 5 年 12 月 15 日	ハ ッ ク ド ラ ッ グ C e e U Y o k o h a m a 薬 局	西 区 南 幸 二 丁 目 16 番 1 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	株式会社ミ ストラルサ ービス	京都府福知 山市大野下 2,737 番地 の 12	訪問看護エル	神奈川区大口 通 12 番地の 2
同	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町 4 丁目 55 番 地	セントケア訪 問看護ステー ション磯子	磯子区中原二 丁目 1 番 17 号
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社キ ート	名古屋市中 区栄 3 丁目 12 番 6 号	訪問看護のぞ み東戸塚	戸塚区川上町 88 番地の 16



横浜市告示第 13 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 11 月 1 日	小林 真也	堀ノ内接骨院 蒔田院	南区通町 1 丁目 2 番地の 4
令和 6 年 1 月 1 日	木戸 世那	わかば鍼灸マッサージ治療院	青葉区田奈町 4 番地の 1
同	宇多田 智	うただ接骨院	都筑区牛久保東一丁目 15 番 13 号
同	三木 貴之	訪問マッサージ K E i R O W 大森ステーション	東京都大田区大森北 1 丁目 36 番 4 号
同	高見 広平	武蔵新田駅前接骨院	東京都大田区矢口 1 丁目 17 番 2 号

横浜市告示第 14 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和元年 10月21日	やよい薬局中山店	(新) 緑区中山六丁目3番30号
		(旧) 緑区中山町907番地の38
令和2年 10月19日	つくし薬局	(新) 保土ヶ谷区西谷三丁目12番1号
		(旧) 保土ヶ谷区西谷町762番地
令和5年 6月22日	(新) 医療法人社団恵史会西谷すやま歯科医院	保土ヶ谷区西谷三丁目1番1号
	(旧) 陶山歯科医院	
令和5年 10月1日	(新) コンパス内科歯科クリニック都筑センター南	都筑区茅ヶ崎中央45番14号
	(旧) コンパスクリニック横浜	

横浜市告示第 15 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 8 月 1 日	向井郁雄	(新)医療法人社団 泰大会陽だまり 鍼灸マッサージ 院	(新)東京都町田市旭 町 1 丁目 5 番 20 号
		(旧)かねこ指圧鍼 灸院十日市場	(旧)緑区十日市場町 851 番地の 13
令和 5 年 11 月 1 日	阿川博一	(新)はり、きゅう 、あん摩マッサ ージ指圧ひまわ り治療院都筑	(新)都筑区中川一丁 目 20 番 1 号
		(旧)きくな鍼灸マ ッサージ治療院	(旧)神奈川区西寺尾 二丁目 24 番 2 号
令和 5 年 11 月 10 日	金子盾子	(新)はりきゅうあ ん摩マッサージ Hanare	(新)青葉区鉄町 1,22 8 番地
		(旧)わかば鍼灸マ ッサージ治療院	(旧)青葉区田奈町 4 番地の 1
令和 5 年 12 月 5 日	大谷恵治	はりきゅうトー タルケア綱島	(新)港北区綱島東一 丁目 9 番 10 号
			(旧)港北区綱島西一 丁目 1 番 7 号

横浜市告示第 16 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 2 月 28 日	香山歯科医院	鶴見区矢向四丁目 5 番 16 号
令和 5 年 9 月 18 日	北條歯科医院	金沢区能見台通 1 番 6 号
令和 5 年 10 月 10 日	二俣川レディースクリニック	旭区本村町 101 番地の 3
令和 5 年 10 月 11 日	モディ・アイクリニック	戸塚区戸塚町 10 番地
令和 5 年 10 月 31 日	熊切産婦人科	鶴見区豊岡町 10 番 2 号
同	A B C 薬局	鶴見区生麦五丁目 4 番 20 号
同	医療法人社団義心会 広瀬歯科医院	中区末吉町 4 丁目 75 番地
同	グローバル薬局横浜 橋通店	南区真金町 2 丁目 18 番地
同	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社第一薬局	南区南太田一丁目 29 番 13 号
令和 5 年 11 月 5 日	第一整形外科	金沢区富岡西七丁目 3 番 7 号
令和 5 年 11 月 6 日	そえだ歯科くりにつく	保土ヶ谷区西谷町 1, 080 番地の 4

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年	有限会社ス	神奈川区西	訪問看護エル	神奈川区大口

9 月 30 日	テ ッ プ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	神 奈 川 三 丁 目 9 番 地 の 1		通 12 番 地 の 2
令 和 5 年 12 月 31 日	有 限 会 社 あ す か	中 区 弥 生 町 3 丁 目 29 番 地 の 19	き ら り 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	中 区 石 川 町 5 丁 目 217 番 地 の 4

横浜市告示第 17 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 9 月 29 日	笠原 章	株式会社 H A S C 事業団 さくら 訪問 マッサージ	神奈川区 沢渡 1 番 地の 2

横浜市告示第 18 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 12 月 28 日	たむら内科クリニック 東神奈川	神奈川区東神奈川一丁目 10 番地の 1
令和 5 年 12 月 31 日	まめ歯科	中区新山下一丁目 2 番 8 号
同	いずみ中央駅前歯科	泉区和泉中央北四丁目 30 番 7 号

横浜市告示第 19 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 9 月 1 日	有限会社マザー	(新) 戸塚区原宿四丁目 35 番 10 号	ヘルパーステーションマザー原宿	(新) 戸塚区原宿四丁目 35 番 5 号
		(旧) 戸塚区原宿四丁目 18 番 7 号		(旧) 戸塚区原宿四丁目 18 番 7 号
令和 5 年 10 月 23 日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	(新) 磯子区磯子台 21 番 24 号	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	(新) 磯子区磯子台 21 番 24 号
		(旧) 金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号		(旧) 金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	医療法人社団オホーツク	緑区青砥町 879 番地の 2	メディカルケアステーションあおと	(新) 緑区北八朔町 6 番地の 52
				(旧) 緑区青砥町 879 番地の 2
令和 5 年 11 月 1 日	秋葉マネジメント合同会社	中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1	訪問看護ステーションことぶき	(新) 中区松影町 3 丁目 11 番地の 8
				(旧) 中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年	医療法人社	東京都北区	(新) コンパス内	都筑区茅ヶ崎



10 月 1 日	団コンパス	志茂 2 丁目 39 番 9 号	科 歯 科 ク リ ニ ッ ク 都 筑 セ ン タ ー 南  (旧)コンパスク リニック横浜	中 央 45 番 14 号
----------	-------	---------------------	---	---------------

4 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	社会福祉法 人 藤 雪 会	厚 木 市 旭 町 2 丁 目 3 番 13 号	ガ ー デ ン ハ ウ ス も も	(新)緑区中山二 丁目 6 番 1 号  (旧)緑区中山町 1,089 番地の 11

5 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 4 年 4 月 1 日	医療法人社 団 明 芳 会	東 京 都 板 橋 区 小 豆 沢 2 丁 目 12 番 7 号	(新)医療法人社 団 明 芳 会 イ ム ス 横 浜 東 戸 塚 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	(新)戸塚区川上 町 690 番地の 2
			(旧)医療法人社 団 明 芳 会 新 戸 塚 病 院 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	(旧)戸塚区前田 町 503 番地の 19
令和 5 年 2 月 24 日	医療生協か ながわ生活 協同組合	戸 塚 区 戸 塚 町 3,880 番 地の 2	医 療 生 協 か な が わ 生 活 協 同 組 合 ケ ア セ ン タ ー よ こ は ま	(新)戸塚区戸塚 町 167 番地  (旧)戸塚区下倉 田町 578 番地
令和 5 年 3 月 23 日	株式会社ア ルフアみず のと	大 和 市 上 和 田 447 番 地 の 2	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 み ず の と	(新)瀬谷区瀬谷 四丁目 20 番地 の 4
				(旧)瀬谷区南瀬 谷一丁目 28 番 地の 4
令和 5 年	特定非営利	(新)磯子区磯	樹 介 護 支 援 セ	(新)磯子区磯子

10 月 23 日	活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	子台 21 番 24 号 (旧)金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号	ンター	台 21 番 24 号 (旧)金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号
-----------	-------------------	--	-----	---------------------------------------

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	医療法人社団オホーツク	緑区青砥町 879 番地の 2	メディカルケアステーションあおと	(新)緑区北八朔町 6 番地の 52 (旧)緑区青砥町 879 番地の 2
令和 5 年 11 月 1 日	秋葉マネジメント合同会社	中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1	訪問看護ステーションことぶき	(新)中区松影町 3 丁目 11 番地の 8 (旧)中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	医療法人社団コンパス	東京都北区志茂 2 丁目 39 番 9 号	(新)コンパス内科歯科クリニック都筑センター南 (旧)コンパスクリニック横浜	都筑区茅ヶ崎中央 45 番 14 号

8 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	社会福祉法人藤雪会	厚木市旭町 2 丁目 3 番 13 号	ガーデンハウスもも	(新)緑区中山二丁目 6 番 1 号 (旧)緑区中山町 1,089 番地の 11

9 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地

令和 5 年 9 月 1 日	有限会社マ ザー	(新) 戸塚区原 宿 4 丁目 35 番 10 号	ヘルパーステ ーションマザ ー原宿	(新) 戸塚区原宿 4 丁目 35 番 5 号
		(旧) 戸塚区原 宿 4 丁目 18 番 7 号		(旧) 戸塚区原宿 4 丁目 18 番 7 号
令和 5 年 10 月 23 日	特定非営利 活動法人ワ ーカーズ・ コレクティ ブ樹	(新) 磯子区磯 子台 21 番 24 号	特定非営利活 動法人ワーカ ーズ・コレク ティブ樹	(新) 磯子区磯子 台 21 番 24 号
		(旧) 金沢区富 岡東一丁目 10 番 12 号		(旧) 金沢区富岡 東一丁目 10 番 12 号

横浜市告示第 20 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社ラランタン	金沢区瀬戸 15 番 12 号	訪問介護事業所ラランタン	金沢区瀬戸 15 番 12 号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社ラランタン	金沢区瀬戸 15 番 12 号	訪問介護事業所ラランタン	金沢区瀬戸 15 番 12 号

横浜市告示第 21 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 3 日	ひまわり調剤薬局株式会社	川崎市幸区大宮町 12 番地の 7	ひまわり調剤横浜北部薬局	青葉区市ケ尾町 1,052 番地の 1

3 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	有限会社港南ケアサービス	港南区港南中央通 9 番 9 号	港南ケアサービス	港南区港南中央通 9 番 9 号
同	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 12 月 3 日	ひまわり調 剤薬局株式 会社	川崎市幸区 大宮町 12 番 地の 7	ひまわり調剤 横浜北部薬局	青葉区市ケ尾 町 1,052 番地 の 1

横浜市告示第 22 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 10 月 20 日	株式会社ト ウライブ	中区本牧大 里町 36 番 28 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 10 月 20 日	株式会社ト ウライブ	中区本牧大 里町 36 番 28 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号

横 浜 市 告 示 第 23 号

土 地 改 良 区 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 改 良 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ) 第 30 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
き、横 浜 市 金 沢 区 柴 土 地 改 良 区 の 定 款 及 び 附 属 書 役 員 選 任 規 程 の 変  
更 を 認 可 し た。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春



横浜市告示第 24 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始 年月日
合流式	鶴見区梶山二丁目の一部 神奈川区神大寺三丁目の一部 港北区日吉本町二丁目及び日吉本町六丁 目の各一部	令和 6 年 1 月 25 日
分流式	保土ヶ谷区上菅田町の一部 旭区小高町及び東希望が丘の各一部 港北区岸根町の一部 緑区鴨居四丁目の一部 青葉区奈良町の一部 泉区和泉中央北二丁目の一部 瀬谷区下瀬谷二丁目の一部	

横浜市告示第 25 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目 6 番 1 号	鶴見区梶山二丁目の一部 港北区日吉本町二丁目及び日吉本町六丁目の各一部	令和 6 年 1 月 25 日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町 1 丁目 1 番地	神奈川区神大寺三丁目の一部 保土ヶ谷区上菅田町の一部 旭区小高町の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	港北区岸根町の一部 緑区鴨居四丁目の一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区東希望が丘の一部 青葉区奈良町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	泉区和泉中央北二丁目の一部 瀬谷区下瀬谷二丁目の一部	

横浜市告示第 26 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・27号国道1号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
戸塚区汲沢町及び戸塚町地内

横浜市告示第 27 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・5・26号戸塚線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
戸塚区戸塚町地内
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
なし

横浜市告示第 28 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終 点 点
北寺尾 第 501 号線	神奈川県西寺尾一丁目 1,068 番の 5 地先 鶴見区馬場一丁目 1,497 番の 47 地先
天王町 第 411 号線	保土ヶ谷区西久保町 114 番の 96 地内 同 区同 町同 番の 176 地内

横浜市告示第 29 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
北寺尾 第 478 号線	神奈川区西寺尾一丁目 1,068 番の 5 地先 鶴見区馬場一丁目 1,497 番の 48 地内	
狩場町 第 199 号線	南区永田北二丁目 555 番の 291 地先 同区同 542 番の 37 地先	
井土ヶ谷 第 573 号線	南区大岡三丁目 951 番の 7 地先 同区同 950 番の 5 地内	
白根 第 255 号線	旭区西川島町 5 番の 3 地先 同区同 町同番の 7 地先	
白根 第 258 号線	旭区西川島町 2 番の 6 地先 同区同 町 3 番の 1 地先	
希望が丘 第 505 号線	旭区善部町 149 番の 1 地先 同区同 町同 番の 2 地先	
磯子 第 35 号線	磯子区岡村一丁目 272 番の 5 地先 同 区同 278 番の 1 地先	
磯子 第 386 号線	磯子区岡村一丁目 272 番の 1 地先 同 区同 同 番の 20 地先	
高田 第 240 号線	港北区高田東二丁目 1,456 番の 6 地先 同 区同 1,455 番の 2 地内	
綱島 第 159 号線	港北区綱島東一丁目 984 番の 2 地先 同 区同 2,815 番の 7 地先	
綱島 第 160 号線	港北区樽町二丁目 723 番の 21 地先 同 区同 1,020 番の 5 地先	
綱島	港北区樽町二丁目 723 番の 19 地先	

第 161 号線	同 区同 同 番の 7 地先
綱島 第 168 号線	港北区綱島東一丁目 1,285 番の 2 地先 同 区同 1,284 番の 1 地先
綱島 第 169 号線	港北区綱島東一丁目 1,291 番の 3 地先 同 区同 1,292 番地先
綱島 第 170 号線	港北区綱島東一丁目 1,292 番地先 同 区同 1,291 番の 2 地先
綱島 第 207 号線	港北区樽町二丁目 1,781 番の 1 地先 同 区同 1,778 番の 1 地先
北寺尾 第 499 号線	港北区菊名三丁目 149 番の 10 地先 同 区同 165 番の 27 地先
鴨居 第 243 号線	緑区鴨居五丁目 1,690 番の 11 地先 同 区同 1,708 番地先
戸塚 第 245 号線	戸塚区戸塚町 4,200 番の 2 地内
下和田 第 147 号線	泉区上飯田町 2,794 番の 7 地先 同 区同 町 2,881 番の 1 地先
下飯田 第 11 号線	泉区和泉町 3,163 番の 1 地先 同 区同 町 3,164 番地先

横 浜 市 告 示 第 30 号

市 道 区 域 の 決 定 及 び 供 用 の 開 始

道 路 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よ  
う に 道 路 の 区 域 を 決 定 し 、 及 び そ の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 一 般 の 縦 覧  
に 供 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 道 路 区 域 の 決 定 及 び 供 用 開 始 の 期 日

令 和 6 年 1 月 25 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
		m	m
北 寺 尾 第 501 号 線	神 奈 川 区 西 寺 尾 一 丁 目 1,068 番 の 5 地 先 から 鶴 見 区 馬 場 一 丁 目 1,497 番 の 47 地 先 ま で	11.76 ないし 14.94	42.06



横浜市告示第 31 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和 6 年 1 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
天王町 第 411 号線	保土ヶ谷区西久保町 114 番の 96 地内から 同 区同 町同 番の 176 地内まで	m 1.90 ないし 3.80	m 45.90

横浜市告示第 32 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和 6 年 1 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
中川 第 348 号線	都筑区勝田町 734 番の 3 地内から 同 区大榎町 348 番の 2 地内まで	18.80 ないし 25.15	44.54
新杉田 第 156 号線	磯子区杉田五丁目 540 番の 1 地先から 同 区同 546 番の 10 地先まで	1.83 ないし 6.48	27.21

横浜市告示第 33 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 6 年 1 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
大田神奈川	旧	鶴見区馬場一丁目 1,473 番の 7 地先から 神奈川区西寺尾一丁目 832 番の 2 地先まで	15.55 ないし 45.23 m	271.13 m
	新	同	27.35 ないし 39.66	同

横浜市告示第 34 号

県道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 6 年 1 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
横浜上麻生	旧	都筑区川和町 916 番の 3 地先から 同 区同 町 936 番の 1 地先まで	6.82 m	5.14 m
	新	同	同	同

横浜市告示第 35 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 6 年 1 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
鶴見駅三ツ沢線	旧	鶴見区馬場一丁目 1,497 番の 1 地先から 神奈川区西寺尾一丁目 832 番の 2 地先まで	9.86 ないし 29.37	183.55
	新	同	15.94 ないし 26.44	同
北寺尾第 89 号線	旧	鶴見区馬場七丁目 93 番の 3 地先から 同 区上の宮一丁目 92 番の 7 地先まで	3.20 ないし 6.01	45.73
	新	鶴見区馬場七丁目 93 番の 1 地先から 同 区上の宮一丁目 92 番の 7 地先まで	5.08 ないし 6.01	40.04
北寺尾第 95 号線	旧	鶴見区上の宮一丁目 89 番の 2 地先から 同 区馬場七丁目 84 番の 18 地先まで	10.30 ないし 19.92	55.63
	新	同	同	同
東本郷第 352 号線	旧	神奈川区菅田町 387 番の 1 地先から 同 区同 町 383 番の 31 地先まで	1.96 ないし 2.03	12.23
	新	同	4.50 ないし	同

			4.51	
北寺尾 第 200 号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目 1,087 番の 17 地先から 同 区同 1,079 番の 3 地先まで	3.97 ないし 31.98	178.74
	新	同	5.42 ないし 14.20	同
北寺尾 第 343 号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目 1,079 番の 3 地先から 同 区同 1,082 番の 4 地先まで	2.67 ないし 2.81	13.51
	新	同	2.67 ないし 2.75	11.95
北寺尾 第 347 号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目 832 番の 3 地先から 同 区同 775 番の 1 地先まで	22.96 ないし 30.48	117.64
	新	神奈川区西寺尾一丁目 832 番の 2 地先から 同 区同 775 番の 1 地先まで	22.98 ないし 33.18	104.17
片倉 第 31 号線	旧	神奈川区菅田町 2,656 番の 1 地先から 同 区同 町 2,870 番の 1 地先まで	2.97 ないし 3.20	55.19
	新	同	3.74 ないし 4.01	同
横浜駅根岸 線	旧	中区根岸町 3 丁目 180 番の 2 地先から 同区同 町同 141 番の 1 地先まで	6.66 ないし 9.97	140.51
	新	同	10.92 ないし 19.65	同
根岸 第 24 号線	旧	中区根岸町 3 丁目 141 番の 5 地先から 同区同 町同 139 番地先まで	3.54 ないし 3.64	25.72
	新	中区根岸町 3 丁目 141 番の 1 地先から 同区同 町同 139 番地先まで	同	25.68
狩場町	旧	南区永田北二丁目 555 番の 73 地先から 同区同 583 番地先まで	2.91 ないし 3.02	10.09

第 185 号線	新	同	4.06 ないし 4.73	同
上菅田 第 52 号線	旧	保土ヶ谷区上菅田町 1,541 番の 1 地先から 緑区竹山四丁目 4 番の 1 地先まで	3.78 ないし 3.93	88.17
	新	同	3.92 ないし 4.52	同
白根 第 343 号線	旧	旭区鶴ヶ峰二丁目 45 番の 9 地先から 同区同 46 番の 64 地先まで	2.00 ないし 3.17	55.29
	新	同	4.52	同
白根 第 439 号線	旧	旭区西川島町 60 番の 4 地先から 同区同 町同番の 17 地先まで	6.50 ないし 6.51	11.68
	新	同	同	同
釜利谷 第 224 号線	旧	金沢区釜利谷東四丁目 3,886 番の 4 地先から 同 区同 3,887 番地先まで	1.78 ないし 3.00	14.95
	新	同	2.78 ないし 3.97	同
釜利谷 第 225 号線	旧	金沢区釜利谷東四丁目 3,891 番の 1 地先から 同 区同 3,885 番の 2 地先まで	1.81 ないし 3.25	78.93
	新	同	3.14 ないし 4.31	同
新吉田 第 16 号線	旧	港北区新吉田東六丁目 2,062 番の 7 地先から 同 区同 2,056 番の 13 地先まで	4.06 ないし 4.08	45.30
	新	同	4.30 ないし 5.53	同

新吉田 第 438 号線	旧	港北区大倉山二丁目 1,175 番の 7 地先から 同 区同 1,702 番の 1 地先まで	3.64 ないし 3.65	22.59
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
鴨居 第 64 号線	旧	緑区白山一丁目 538 番地先から 同区同 452 番の 1 地先まで	4.36 ないし 4.93	143.24
	新	同	5.29 ないし 8.50	同
鴨居 第 159 号線	旧	緑区鴨居五丁目 1,690 番の 1 地先から 同区同 1,704 番の 2 地先まで	2.53 ないし 2.55	21.91
	新	同	5.51	同
鴨居 第 243 号線	旧	緑区鴨居五丁目 1,690 番の 1 地先から 同区同 1,706 番の 1 地先まで	1.94 ないし 2.05	36.48
	新	同	6.01	同
東本郷 第 26 号線	旧	緑区東本郷四丁目 500 番地先から 同区同 661 番の 16 地先まで	2.51 ないし 2.63	42.73
	新	同	4.52	同
つつじが丘 第 88 号線	旧	青葉区しらとり台 62 番の 1 地先から 同 区同 21 番の 20 地先まで	6.51	6.87
	新	同	同	5.18
つつじが丘	旧	青葉区しらとり台 62 番の 1 地先から 同 区同 43 番の 8 地先まで	10.37 ないし 12.39	34.55



第96号線	新	同	9.97 ないし 13.37	同
上矢部 第 283 号線	旧	戸塚区上矢部町 1,621 番の 1 地先から 同 区同 町 1,587 番の 5 地先まで	2.05 ないし 4.80	45.17
	新	戸塚区上矢部町 1,612 番の 2 地先から 同 区同 町 1,618 番の 10 地先まで	2.05 ないし 4.83	41.48
中田 第 507 号線	旧	戸塚区矢部町 2,063 番の 1 地先	4.31 ないし 4.52	23.11
	新	同	6.02	同
東俣野 第 103 号線	旧	戸塚区東俣野町 1,207 番の 58 地先から 同 区同 町 1,085 番地先まで	2.89 ないし 2.91	21.06
	新	同	4.00 ないし 5.53	同
北新 第 84 号線	旧	泉区上飯田町 4,548 番の 4 地先から 同 区同 町 4,546 番の 6 地先まで	3.33 ないし 3.36	13.54
	新	同	4.53	同
宮沢 第 352 号線	旧	泉区新橋町 859 番の 1 地先から 同 区同 町 871 番の 1 地先まで	2.82 ないし 2.88	45.56
	新	同	3.67 ないし 3.69	同
下和田 第 10 号線	旧	泉区上飯田町 2,792 番の 1 地先から 同 区同 町 2,881 番の 1 地先まで	3.64 ないし 3.71	1.48
	新	同	3.64 ないし 4.04	同

和泉町 第 442 号線	旧	泉区和泉が丘一丁目 2,013 番の 1 地先から 同区同 2,025 番の 36 地先まで	3.61 ないし 3.96	40.12
	新	同	4.90	同
下飯田 第 41 号線	旧	泉区和泉が丘一丁目 1,956 番の 16 地先から 同区同 1,943 番の 5 地先まで	3.43 ないし 3.65	18.16
	新	同	5.52 ないし 5.90	同
下瀬谷 第 140 号線	旧	瀬谷区宮沢二丁目 72 番の 4 地先から 同 区同 74 番の 19 地先まで	3.32 ないし 4.23	22.25
	新	同	4.22 ないし 5.57	同

横浜市告示第 36 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 6 年 1 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
北寺尾 第 200 号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目 1,061 番の 4 地先から 鶴見区馬場一丁目 1,497 番の 22 地先まで	3.68 ないし 3.83	34.56
	新	神奈川区西寺尾一丁目 1,061 番の 4 地先から 同 区同 1,067 番の 6 地先まで	同	27.06
北寺尾 第 356 号線	旧	神奈川区西寺尾一丁目 779 番の 2 地先から 同 区同 773 番の 9 地先まで	3.97 ないし 4.00	39.94
	新	神奈川区西寺尾一丁目 779 番の 1 地先から 同 区同 773 番の 9 地先まで	同	39.08
磯子 第 104 号線	旧	中区根岸町 3 丁目 169 番の 2 地先から 同区同 町同 185 番の 16 地先まで	3.68 ないし 3.70	35.45
	新	中区根岸町 3 丁目 169 番の 2 地先から 同区同 町同 185 番の 17 地先まで	同	33.71
新杉田 第 156 号線	旧	磯子区杉田五丁目 523 番の 1 地先から 同 区同 546 番の 10 地先まで	28.00	27.21
	新	同	33.87 ないし	同

			39.48	
箕輪 第 162 号線	旧	港北区箕輪町三丁目 494 番の 5 地先から 同 区同 618 番の 9 地先まで	5.30	11.43
	新	同	同	同
川向 第 259 号線	旧	港北区小机町 930 番の 2 地先から 同 区同 町 1,581 番の 2 地内まで	3.54 ないし 3.62	20.40
	新	同	4.17 ないし 4.95	同
北寺尾 第 484 号線	旧	港北区菊名四丁目 347 番の 2 地内から 同 区同 355 番の 8 地先まで	4.54	10.91
	新	同	8.39	同
川和 第 80 号線	旧	都筑区川和町 742 番の 1 地先から 同 区同 町 935 番の 1 地先まで	4.08	3.24
	新	同	同	同
汲沢 第 498 号線	旧	戸塚区汲沢町 983 番の 7 地先から 同 区同 町 1,025 番の 4 地先まで	13.60 ないし 16.37	6.30
	新	同	12.57 ないし 14.34	同

横浜市告示第 37 号

令和 5 年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定

横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する負担対象工事として、次のとおり指定する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	負担の割合	負担金の額の計算の基礎となる当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	緑地の建設の工事	内港地区	令和 5 年 3 月 31 日まで	円 111,288,100	臨港地区	1 / 16	m <sup>2</sup> 26,999,252.18
港湾環境整備施設の維持の工事	緑地の維持の工事	大黒ふ頭地区 神奈川地区 山下ふ頭地区 新山下地区 本牧ふ頭地区 金沢地区 鶴見地区 磯子地区 内港地区		277,289,695	臨港地区	1 / 2 1 / 8 1 / 16	26,413,240.56
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	海面清掃 沈船処理	横浜港港湾区域内		166,362,660 13,025,100	臨港地区 及び 港湾区域	1 / 2	27,737,606.62

公 告

横 浜 市 公 告 第 23 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場  
所 の 指 定

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 7 及 び 第 49 条  
の 4 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 を 、 次 の と  
お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 指 定 年 月 日

令 和 6 年 1 月 9 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 上 菅 田 笹 の 丘 小 学 校	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 134 番 地 の 1

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類 ( ※ 1 )				
		洪 水	崖 崩 れ、 土 流 及 び 地 滑 り	高 潮	地 震	大 規 な 火 事
横 浜 市 立 上 菅 田 笹 の 丘 小 学 校	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 13 4 番 地 の 1	○	○	○	○	

※ 1 異 常 な 現 象 の 種 類 毎 に 校 舎 及 び 体 育 館 を 指 定 す る 。 表 中  
の 表 記 は 次 の と お り と す る 。 ○ : 全 て の 施 設 を 指 定 す る 。

横浜市公告第 24 号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を、次のとおり取り消した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 取消年月日

令和 6 年 1 月 9 日

2 指定避難所

名 称	所 在 地
横浜市立上菅田笹の丘小学校	保土ヶ谷区上菅田町 1,422 番地

3 指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類
横浜市立上菅田笹の丘小学校	保土ヶ谷区上菅田町 1,422 番地	洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震

横浜市公告第 25 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ワールドポーターズ  
中区新港二丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜インポートマート  
代表取締役 大田原 隆 広  
中区新港二丁目 2 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 783 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 749 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 1,491 m <sup>2</sup>	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 504 m <sup>2</sup>

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 6 年 8 月 29 日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため



2 届出年月日

令和 5 年 12 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 26 号

地域療育センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、地域療育センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市東部地域療育センター	神奈川県西 神奈川県一丁目 9 番地の 1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯田美紀	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで
横浜市中部地域療育センター	同	同	同
横浜市西部地域療育センター	港北区鳥山町 1,770 番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 小出重佳	同
横浜市南部地域療育センター	神奈川県西 神奈川県一丁目 9 番地の 1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯田美紀	同
横浜市北部地域療育センター	港北区鳥山町 1,770 番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 小出重佳	同
横浜市戸塚地域療育センター	同	同	同

横 浜 市 公 告 第 27 号

配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 三 友 プ ラ ン ト サ ー ビ ス 株 式 会 社 横 浜 BAY 工 場 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る 配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 提 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

三 友 プ ラ ン ト サ ー ビ ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 小 松 和 史  
相 模 原 市 緑 区 橋 本 台 1 丁 目 8 番 21 号

2 事 業 の 名 称

三 友 プ ラ ン ト サ ー ビ ス 株 式 会 社 横 浜 BAY 工 場 プ ロ ジ ェ ク ト

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

金 沢 区 福 浦 二 丁 目 16 番 の 13

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課  
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号  
横 浜 市 金 沢 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 6 年 1 月 25 日 か ら 令 和 6 年 2 月 8 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 28 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
保 土 ケ 谷 区 狩 場 町 295 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 29 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
港 北 区 大 豆 戸 町 字 桜 田 280 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 30 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定  
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

戸塚区戸塚町字二十一ノ区 5,016 番の 1、5,016 番の 5、5,027 番の 2、5,027 番の 11、5,061 番の 2、5,063 番の 1、5,092 番の 2、5,109 番の 3、5,109 番の 10 及び 5,111 番の 2 の各一部並びに 5,016 番の 6 及び 5,016 番の 8

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 31 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
磯子区新杉田町 8 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

横浜市公告第 32 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
都筑区佐江戸町字落合 25 番の 1、25 番の 3 及び 26 番の 1 の各一  
部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



横浜市公告第 33 号

公園の設置

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
岸谷三丁目第二公園	鶴見区岸谷三丁目 781 番の 8	別図のとおり	354 m <sup>2</sup>	水飲み、ベンチ、遊具	令和 6 年 1 月 25 日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 34 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
三 保 杉 澤 公 園	緑 区 三 保 町 3,027 番	別 図 の と お り 687 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 6 年 2 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 15 日 ま で

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 35 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 10 月 1 日	00223	有 限 会 社 土 屋 工 業	(新) 栗 澤 秀 雄	港 北 区 篠 原 町 3,072 番 地
			(旧) 土 屋 高 規	

横 浜 市 公 告 第 36 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30546	株 式 会 社 ソ リ ド ・ ワ ン 神 奈 川 営 業 所	青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 32 番 地 の 45	令 和 5 年 3 月 31 日

横浜市公告第 37 号

マンション建替組合の設立認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンション建替組合の設立を次のとおり認可した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称  
ニックハイム綱島第一マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
  - (1) 名称  
ニックハイム綱島第一
  - (2) 敷地の区域  
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域  
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 4 事業施行期間  
令和 6 年 1 月 25 日から令和 11 年 9 月 30 日まで
- 5 事務所の所在地  
東京都千代田区五番町 10 番地 五番町 K U ビル 1 階 株式会社  
ユニホー東京支店内
- 6 設立認可の年月日  
令和 6 年 1 月 25 日
- 7 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 8 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報  
に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和 6 年 2 月 23 日（※公告日から起算して 30 日）

横浜市公告第 38 号

マンション建替組合の設立認可に係る図書の縦覧  
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定に基づきニックハイム綱島第一マンション建替組合の設立を認可したので、同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、同法第 14 条第 1 項の規定に基づく図書を公衆の縦覧に供する。  
令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧期間

令和 6 年 1 月 25 日から同法第 38 条第 6 項又は第 81 条の公告の日まで（休日を除く。）

2 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局住宅部住宅再生課

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

横 浜 市 公 告 第 39 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意  
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、柳 町 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ っ た の で、次 の と お り、同 法 第 71  
条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る と と も に、同 法 第 72 条 第 1  
項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ た い 者 は、縦 覧  
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な  
け れ ば な ら ない。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 6 年 1 月 25 日 か ら 令 和 6 年 2 月 22 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日  
令 和 6 年 3 月 9 日 午 前 10 時 00 分
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所  
金 沢 区 柳 町 4 番 の 9  
柳 町 町 内 会 館

横浜市公告第 40 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和 6 年 1 月 9 日	第 1170 号	旭区若葉台二丁目 14 番の 1	横浜市教育委員会 教育長



横浜市公告第 41 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 3 年 11 月 26 日 第 2021 開 811 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
旭区小高町 56 番地の 2  
学校法人金子学園  
理事長 金子 敏 明
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
旭区小高町 47 番の 2、47 番の 4、49 番の 4、55 番の 3、55 番の 9、56 番の 1、56 番の 2 及び 56 番の 4

横 浜 市 公 告 第 42 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 6 月 23 日 第 2022 開 1303 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 平 河 町 1 丁 目 6 番 15 号  
横 浜 戸 塚 特 定 目 的 会 社  
取 締 役 稲 葉 孝 史
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 矢 部 町 284 番 の 11 、 284 番 の 12 、 332 番 の 2 、 332 番  
の 25 、 332 番 の 27 か ら 332 番 の 29 ま で 、 332 番 の 32 、 348 番 の 4  
の 一 部 及 び 348 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 43 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 3 月 24 日 第 2022 開 1314 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 平 戸 町 1,110 番 の 1 、 1,110 番 の 6 、 1,110 番 の 8 から  
1,110 番 の 11 ま で 、 1,110 番 の 14 、 1,110 番 の 15 、 1,111 番 の 10  
、 1,111 番 の 11 の 一 部 、 1,111 番 の 17 から 1,111 番 の 19 ま で 及 び  
1,113 番 の 1

横浜市公告第 44 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 3 月 31 日第 2022 開 1609 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
泉区和泉中央南五丁目 2 番 6 号  
弥生建設株式会社  
代表取締役 土屋 啓 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
泉区中田東一丁目 1,419 番の 4、1,419 番の 7、1,419 番の 8、1,419 番の 12、1,419 番の 16 及び 1,419 番の 20 の各一部、1,419 番の 24、1,419 番の 25 の一部、1,419 番の 26 から 1,419 番の 29 まで、1,421 番の 3 の一部、1,423 番の 2 の一部、1,423 番の 3、1,423 番の 4、1,424 番の 1 から 1,424 番の 3 まで、1,425 番の 1、1,425 番の 2 の一部、1,425 番の 3 から 1,425 番の 5 まで、1,425 番の 9、1,425 番の 11、1,425 番の 13、1,426 番の 1、1,426 番の 4、1,426 番の 5、1,436 番の 22 の一部、1,436 番の 32、1,436 番の 38、1,436 番の 40 の一部、1,436 番の 41 から 1,436 番の 43 まで、1,448 番の 2、1,448 番の 5 の一部、1,448 番の 6 の一部、1,448 番の 7 から 1,448 番の 9 まで並びに 1,448 番の 13

横 浜 市 公 告 第 45 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 5 月 11 日 第 2023 開 1701 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12  
さ くら 地 所 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 白 井 重 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 も え ぎ 野 6 番 の 31 、 6 番 の 52 及 び 6 番 の 53

横 浜 市 公 告 第 46 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 6 月 23 日 第 2023 開 1303 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
南 区 浦 舟 町 5 丁 目 77 番 地  
株 式 会 社 根 建  
代 表 取 締 役 根 建 修
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 柏 尾 町 179 番 の 1 及 び 179 番 の 49 から 179 番 の 84 ま で

横 浜 市 公 告 第 47 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 10 月 11 日 第 2023 開 1208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
緑 区 長 津 田 町 2,227 番 地  
井 上 忠 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 長 津 田 町 2,226 番 の 1 及 び 2,227 番 の 1 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 48 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 3 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 1 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 道 路 の 延 長  
6.00 m
- 5 指 定 の 場 所  
西 区 戸 部 本 町 41 番 の 10 、 41 番 の 12 及 び 41 番 の 12 の 先
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 T H E グ ロ ー バ ル 社  
代 表 取 締 役 岡 田 圭 司



横浜市公告第 49 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 27・48 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 16 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
9.00 m
- 5 廃止の場所  
神奈川区白幡西町 74 番の 13 及び 74 番の 18 の各一部

横浜市公告第 50 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 32・106 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
22.35 m
- 5 廃止の場所  
南区大岡三丁目 1,805 番の 22、1,806 番の 1、1,806 番の 3、  
1,806 番の 13 及び 1,806 番の 17 の各一部

横浜市公告第 51 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・17 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 11 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
113.00 m
- 5 廃止の場所  
南区永田山王台 940 番の 10 地先から 1,622 番の 3 地先まで

横浜市公告第 52 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 37・16 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 11 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
26.90 m
- 5 廃止の場所  
港南区笹下七丁目 2,876 番の 2 地先から 2,884 番の 3 地先まで

横浜市公告第 53 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・5 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 4 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
85.00 m
- 5 廃止の場所  
旭区中沢三丁目 99 番の 23 地先から 101 番の 17 地先まで

横浜市公告第 54 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 36・44 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 12 月 26 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
143.50 m
- 5 廃止の場所  
金沢区富岡西二丁目 1,687 番の 11 地先から 2,262 番の 12 地先まで及び 2,262 番の 46 地先から 2,262 番の 249 地先まで

横浜市公告第 55 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 2021 ・ 16 ・ 1 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 12 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
3.61 m
- 5 廃止の場所  
泉区中田東一丁目 1,448 番の 1 の一部及び 1,448 番の 2

横浜市公告第 56 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 4 日
- 2 廃止部分の道路の幅員  
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長  
10.59 m
- 4 廃止の場所  
磯子区下町 85 番の 2 の一部及び 83 番の 12



横浜市公告第 57 号

土地区画整理事業の終了

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了について次のとおり認可した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称  
寺田倉庫株式会社  
代表取締役 寺田航平
- 2 事業施行期間  
平成 28 年 1 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
神奈川区羽沢南二丁目及び羽沢町の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
神奈川羽沢南二丁目地区土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
平成 28 年 1 月 25 日
- 6 終了認可の年月日  
令和 6 年 1 月 25 日

横浜市公告第 58 号

横浜港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、横浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 山中竹春

1 港湾計画の変更の概要

平成 26 年 12 月 15 日横浜市公告第 915 号によりその概要を公告した横浜港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用埠頭計画

専用岸壁（撤去）

地区名	水深 (メートル)	バース数
鶴見地区	12	ドルフィン 1 バース
	5	物揚場 延長 84 m
	7	ドルフィン 1 バース

(2) 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数
新本牧ふ頭連絡道路	本牧ふ頭 D 突堤基部	新本牧ふ頭内	4

(3) 土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
本牧ふ頭地区	267	埠頭用地
	6	港湾関連用地
	13	交通機能用地
	6	緑地
新本牧ふ頭地区	100	埠頭用地
	5	交通機能用地
	5	緑地
	35	海面処分用地

(4) 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	名称	埠頭用地面積 (ヘクタール)
本牧ふ頭地区	10	2	400	HB2, 3	267
	16	2	700	HBC1, 2	
	13	3	900	HC1~3	
	7.5	1	240	HCD1	
	14	1	500	HD1	

	16	2	700	HD4, 5	
新本牧ふ頭地区	18 ~	2	1,000	SH1, 2	100

(5) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	名称	用途・面積
本牧ふ頭地区	10	2	400	HB2, 3	埠頭用地 267ha、 港湾関連用地 6 ha、交通機能用 地 13ha、緑地 6 ha
	16	2	700	HBC1, 2	
	13	3	900	HC1~3	
	7.5	1	240	HCD1	
	14	1	500	HD1	
	16	2	700	HD4, 5	
新本牧ふ頭地区	18 ~	2	1,000	SH1, 2	埠頭用地 100ha、 交通機能用地 5 ha、緑地 5 ha

(6) 効率的な流通業務を特に促進する区域

国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置する本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区の範囲について、臨港交通施設計画の変更に伴い変更する。

2 港湾計画の縦覧の場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

区 告 示

旭区告示第 1 号（令和 6 年 1 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、岸本自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	太 田 欽 也 旭区金が谷一丁目 19 番 7 号	沼 田 安 功 旭区金が谷二丁目 14 番 15 号

旭区告示第 2 号（令和 6 年 1 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、岸本自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	沼 田 安 功 旭区金が谷二丁目 14 番 15 号	石 附 隆 廣 旭区笹野台三丁目 59 番 10 号

旭区告示第 3 号（令和 6 年 1 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、岸本自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	石 附 隆 廣 旭区笹野台三丁目 59 番 10 号	井 上 博 旭区金が谷二丁目 13 番 4 号

金沢区告示第 1 号（令和 6 年 1 月 15 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、瀬ヶ崎西部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 15 日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	星野公一 金沢区六浦東一丁目 24 番 33 号	桐原明善 金沢区六浦東一丁目 20 番 11 号

区 公 告

神 奈 川 区 公 告 第 1 号 ( 令 和 6 年 1 月 10 日 掲 示 済 )

横 浜 市 白 幡 地 区 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 白 幡 地 区 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 1 月 10 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 日 比 野 政 芳

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
東 京 都 目 黒 区 東 山 1 丁 目 5 番 4 号	ア ク テ ィ オ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 淡 野 文 孝	令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 11 年 3 月 31 日 ま で



金沢区公告第 5 号（令和 6 年 1 月 11 日揭示済）

横浜市金沢公会堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市金沢公会堂の指定管理者として、次の者を指定した

。

令和 6 年 1 月 11 日

横浜市金沢区長 永井京子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
西区北幸二丁目 9 番 14 号	相鉄企業株式会社 代表取締役 齊藤 淳	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

中区公告第 5 号

横浜市開港記念会館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市開港記念会館の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市中区長 小林 英 二

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区太田町 2 丁目 23 番地	ソーシャルアカデミックマネジメント 代表者 株式会社神奈川新聞社 代表取締役社長 須藤 浩之	横浜市公会堂条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 43 号）の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

港南区公告第 2 号

横浜市上大岡コミュニティハウスの指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に  
 基づき、横浜市上大岡コミュニティハウスの指定管理者として、次  
 の者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市港南区長 栗原敏也

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港南区野庭町 107 番 地の 7	特定非営利活動法人 港南区レクリエーシ ョン協会 理事長 小林俊正	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

磯子区公告第 2 号

横浜市滝頭コミュニティハウスの指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に  
 基づき、横浜市滝頭コミュニティハウスの指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
磯子区磯子三丁目 1 番 41 号	一般社団法人磯子区 区民利用施設協会 会長 横 田 秀 昭	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

港北区公告第 1 号

横浜市城郷小机地区センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市城郷小机地区センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港北区菊名六丁目 18 番 10 号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 関 治 美	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

港北区公告第 2 号

横浜市港北公会堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市港北公会堂の指定管理者として、次の者を指定した

。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
埼玉県行田市行田 22 番 10 号	港北公会堂運営管理 グループ 代表者 株式会社サンワックス 代表取締役社長 野原治人	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

青葉区公告第 1 号

横浜市荏田コミュニティハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市荏田コミュニティハウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
青葉区あざみ野二丁目 9 番地の 22	公益社団法人横浜市 民施設協会 理事長 山 川 英 子	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

青葉区公告第 4 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札  
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 1 月 25 日

契約事務受任者

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
24-82-001 ( 3 台 )	青葉区市ケ尾町 31 番地の 4	区庁舎横浜上麻生 線側入口右	1.50
	青葉区市ケ尾町 31 番地の 4	区庁舎区民広場付 近ベンチ横	1.50
	青葉区市ケ尾町 31 番地の 4	区庁舎第一駐車場 側道	1.50

(3) 最低貸付歩合率

30.0%

(4) 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで ( 5 年間 )

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 ( 以下「指名停止措置要綱」という。 ) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 ( 入札物件 ) に飲料 ( 酒税法 ( 昭和 28 年法律第 6 号 ) による酒類又はその類似品を除く。以下同じ ) 等を販売する



自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 6 年 1 月 25 日から令和 6 年 2 月 8 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）
  - (2) 交付場所  
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所総務部総務課（区庁舎 4 階）  
電話 045(978)2214
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
3 の (1) と同様
  - (2) 受付場所  
3 の (2) と同様
- 5 入札日時及び場所  
令和 6 年 2 月 22 日 午後 2 時  
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所 4 階 特別会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の可否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

青葉区公告第 5 号

市有財産への証明写真自動販売機設置に関する一般競争  
入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 1 月 25 日

契約事務受任者

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への証明写真自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
24-82-002	青葉区市ケ尾町 31 番地の 4	区庁舎横浜上麻生 線側入口右	1.35

(3) 最低貸付歩合率

30.0%

(4) 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで ( 5 年間 )

(5) 入札に付する条件

市有財産への証明写真自動販売機設置事業者募集要領による

。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 ( 以下「指名停止措置要綱」という。 ) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 ( 入札物件 ) に証明写真等を販売する自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」 ( 以下「証明写真自動販売機設置運営事業」という。 ) を行う資力、能力等を有する者であること。

(5) 令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度において、証明写真

自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への証明写真自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への証明写真自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 6 年 1 月 25 日から令和 6 年 2 月 8 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）
  - (2) 交付場所  
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所総務部総務課（区庁舎 4 階）  
電話 045(978)2214
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
3 の (1) と同様
  - (2) 受付場所  
3 の (2) と同様
- 5 入札日時及び場所  
令和 6 年 2 月 22 日 午後 4 時  
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所 4 階 特別会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

泉区公告第 1 号

横浜市新橋コミュニティハウスの指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に  
 基づき、横浜市新橋コミュニティハウスの指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和 6 年 1 月 25 日

横浜市泉区長 山口 賢

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
泉区岡津町 2,085 番 地	特定非営利活動法人 中川コミュニティグ ループ 理事長 小 泉 正 彦	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

水道局

---

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 1 号（令和 6 年 1 月 5 日揭示済）

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「
146,500		158,500
150,700		162,700
154,900		166,900
159,900		171,900
166,600		178,600
175,800	を	187,800
184,700		196,500
190,300		201,300
196,600		206,800
203,300		212,700
211,000		219,600
217,600		225,400

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

横浜市水道局工事安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年1月25日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第2号

横浜市水道局工事安全管理規程の一部を改正する規程

横浜市水道局工事安全管理規程（昭和45年10月水道局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第12条中「第4号まで及び第6号」を「第5号まで」に改める。

第13条の見出しを「（横浜市水道局工事事故防止対策委員会）」に改め、同条第1項中「水道局工事安全会議」を「横浜市水道局工事事故防止対策委員会」に改め、同条第2項「水道局工事安全会議」を「横浜市水道局工事事故防止対策委員会」に、「工事安全担当員」を「工事担当部長」に改め、同条第3項中「水道局工事安全会議」を「横浜市水道局工事事故防止対策委員会」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交通局

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 1 月 18 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 18 号（令和 6 年 1 月 18 日揭示済）

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

「

147,500

166,700

147,500

169,500

148,800

172,600

152,700

176,100

152,700

179,500

155,500

183,000

160,400

186,200

165,500

189,100

170,700

191,900

175,100

194,300

179,200

を

196,500

に改める。

182,500

198,800

185,900

201,200

189,300

203,300

192,400

206,400

195,300

209,300

198,200

212,200

201,200

215,200

204,500

218,500

208,400

222,400

212,000

226,000

215,500

229,500

」

」

附 則

( 施行 期 日 )

- 1 この 規 程 は、公 布 の 日 か ら 施 行 し、令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 適 用 する。

( 切 替 日 に お け る 号 給 )

- 2 企 業 職 員 給 料 表 ( 二 ) の 適 用 を 受 け る 職 員 及 び 採 用 時 に 企 業 職 員 給 料 表 ( 二 ) の 適 用 を 受 け て い た 職 員 の う ち、令 和 5 年 4 月 1 日 ( 以 下 「 切 替 日 」 と い う。 ) の 前 日 に 在 職 し て い る 職 員 ( 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 就 業 規 程 ( 平 成 27 年 7 月 交 通 局 規 程 第 8 号 ) 第 37 条 第 4 項 第 1 号 か ら 第 5 号 に 掲 げ る 事 由 に よ り、切 替 日 の 前 日 に 勤 務 し て い な い 職 員 を 除 く。 ) に つ い て は、第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 初 任 給、昇 格、昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 程 第 10 条、第 13 条 第 1 項、第 19 条 及 び 第 20 条 第 1 項 の 規 定 は、採 用 時 か ら 適 用 が あ っ た も の と み な し て 決 定 さ れ た 号 給 を、切 替 日 に お い て 適 用 する。